平成２６年（フ）第１４３０号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵781番地　アムールやまと202号
債務者　渡辺　竜司
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４３１号
福岡市東区松島２丁目４番７号
債務者　北野　誠治
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４４０号
福岡県大野城市下大利１丁目17番18―1001号　アーサー下大利センティオ
債務者　坂田　利道
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６８号
大分市下郡南５丁目６番63号　ラポールⅡ202
債務者　米田　初美
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７１号
大分市大字大分4282番地の１　帆秋病院内、住民票上の住所大分県玖珠郡玖珠町大字帆足273番地
債務者　吉住　宗晃
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７２号
大分市大字志生木3800番地の152
債務者　神田　武人
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７５号
大分市都町３丁目７番25号　サンメゾン堀川202
債務者　山中依弥里
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市柏木町６丁目３番18号　コーポ柏木Ⅱ101
債務者　大石橋美幸（旧姓古俣）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２８４号
茨城県ひたちなか市大字高野678番地　ヴィラエトワールＤ棟103号
債務者　岡田　拓哉
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２９８号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3764番地３
債務者　市毛　　弘
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３０３号
茨城県ひたちなか市大字高場674番地１　グリーンハイツＡ棟102号、旧住所茨城県水戸市千波町2860番地の４　市営千波原第１住宅１棟２Ｆ４号
債務者　今井　史仁
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３５０号
兵庫県加古川市平岡町中野212番地の５　万葉ハイツ東加古川205号
債務者　中田工業こと　中田　清志
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４０号
鳥取県倉吉市関金町関金宿1091番地　大坪団地50号、旧住所鳥取県倉吉市関金町関金宿1091番地　大坪団地12号
債務者　山本　和正
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第４１号
鳥取県倉吉市関金町関金宿1091番地　大坪団地50号、旧住所鳥取県倉吉市関金町関金宿1091番地　大坪団地12号
債務者　山本　菊江
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第４０９号
広島市西区己斐上２丁目13番５―202号　プレジールスミダＢ棟
債務者　村中　保之
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１０号
広島市西区己斐上２丁目13番５―202号　プレジールスミダＢ棟
債務者　村中　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部